平成２５年（フ）第１０２３０号
神奈川県横浜市鶴見区東寺尾２丁目３－２－203
破産者　石川　和美
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２６４号
埼玉県川越市南台３－８－１－432、住民票上の住所埼玉県春日部市中央１丁目22－19－601
破産者　内田　淳史
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３０１号
東京都豊島区南長崎３丁目33－９－102
破産者　鈴木　明子
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３３９号
東京都小平市小川東町５丁目２－19－202
破産者　佐藤　律子
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３４４号
神奈川県横浜市青葉区あざみ野３丁目23－４－Ｃ－102
破産者　西鳥羽猛司
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３８５号
神奈川県川崎市川崎区観音１丁目11－５
破産者　福田　朗雄
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４４１号
東京都中央区佃２丁目２－４－303　竹内方
破産者　山口政五郎
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４５０号
東京都江東区亀戸７丁目５－８－301
破産者　梅本　隼斗
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５０９号
東京都多摩市馬引沢１丁目４－23－303
破産者　菅野　幸悦
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５１２号
千葉県柏市東山２丁目10－16
破産者　池上　英樹
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５５号
埼玉県桶川市鴨川２丁目11番７号
破産者　株式会社ワールドライン
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３９３１号
東京都八王子市小宮町922－７、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区池上４丁目16番８号
破産者　株式会社ＴＭＣ
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４７４号
埼玉県さいたま市西区三橋５丁目975－３－210、開始決定時の住所東京都大田区池上４丁目16－８
破産者　細野　智行
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９号
長野市青木島町綱島519番地
破産者　有限会社吉美
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５０号
岐阜県中津川市坂下34番地35
破産者　松井屋こと　松井　紀年
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１０６号
滋賀県近江八幡市西庄町801番１
破産者　有限会社マスダ建設工業
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６０３１号
大阪府八尾市長池町２丁目37番地の３
破産者　株式会社光進
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８６１号
大阪市西区北堀江１丁目１番25号　ほりとみビル４階
破産者　有限会社ｅｍｕ　ＣＯ.
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２１６号
大阪市住吉区帝塚山東５丁目11番41－401号
破産者　有限会社コスモクリエイト
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３８０号
大阪府東大阪市長堂３丁目13番12号
破産者　有限会社ツジ・コーポレーション
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４１２号
最後の住所大阪市住吉区沢之町１丁目９番16サンメゾン住吉701号、開始決定時大阪市住吉区我孫子東３丁目９番24号　エミネントアビコ104号
破産者　被相続人亡岩井秀明相続財産
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部